

障がいのある生徒の高校生活支援事業実施要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定により障がいのある生徒の高校生活支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

（事業目的）

第2条 本事業は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む。以下同じ。）又はその他の障がいのある生徒（以下「生徒」という。）が安心して通える学校づくりを支援するために、生徒一人ひとりの障がい等の状況に応じ、次条に規定する介助員及び学習支援員を配置した場合に要綱第1条に規定する高等学校等（小学校、中学校及び中等教育学校前期課程を除く。）を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）に対して補助金を交付する。

（支援内容）

第3条 高等学校等の校長は、生徒に支援が必要と認めるときは、介助員及び学習支援員を配置して、次の各号に規定する支援を行うものとする。

- 一 介助員は、食事介助またはトイレ介助等を必要とする生徒に対し、学校生活において必要とされる支援全般を行う。
- 二 学習支援員は、障がいにより支援を必要とする生徒に対し、授業や学校行事等において教員の補助にあたることにより、必要とされる支援を行う。

（事業計画書の提出）

第4条 学校法人は、本事業を実施しようとするときは、大阪府私立高等学校等教育振興補助金事業計画書（障がいのある生徒の高校生活支援事業）（様式第1号）及び所要経費（様式第2号）を別に定める日までに大阪府教育長に提出しなければならない。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

（附 則）

この要領は平成28年4月17日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。